

本ページに公開したデータについて

このページには、本書表2-1のデータをそのまま公開しました。

本書の主成分分析は、このデータの中から、アンケート調査に回答してくださった129市区町村を抽出して実施しています。これは本書第9章のように、アンケートのデータと結びつけ、制定過程の型や苦勞した課題などとの関連を探究するためです。残念ながら、これが再現できる形でのデータの公開はできません。なぜなら、そのような公開形式では、どの市区町村がどのような答えをしたかが明らかになってしまいますが、そこまでの公開については回答自治体からの了解をいただいていないからです。了解をいただいたのは、どこがどこを参照するかについて、図7-1及び図7-2の形式で公開するところまでです。

また129市区町村がどこかを明らかにすることも控えさせていただきます（図7-1及び図7-2から回答自治体がある程度は推測できるでしょう）。ただし、本ページで提供しているデータでも以下のように、本書とほぼ同様の結果が得られますので、これでデータ公開の目的は十分達せられると考えます。主成分分析は、投入する変数やデータ、手法によって結果が異なることが往々にしてありますが、本書で用いたデータの倍以上の標本を用いても、本書と同様の手順を用いれば、ほぼ同様の結果を得られるというのは興味深いことではないでしょうか。

本ページの公開データを用いた分析の一例

手順

- 1 表2-1の○及び丸数字を1に、空欄を0に置き換える。
- 2 国、都道府県、82年改正金沢市条例（当初のものとほぼ同じ）を除外する。
- 3 人口、第一次産業就業者比のデータを加える。
- 4 類似した変数をひとまとめとする（どちらかがあれば1とする）：
 - 「届出＋同意」「建築行為等の許可同意」⇒許可承認
 - 「景観形成・美観地区（首長指定）」「景観形成地区（住民発議）」⇒景観地区
 - 「大規模建築物等の届出地区指定」「大規模建築物等の届出」⇒大規（模）規制
 - 「市民団体・所有者からの提案」⇒削除（該当がないから）
 - 「市民団体・所有者提案」⇒削除
 - 「市町村との関係」⇒削除（県条例のみにあるものだから）
- 5 ほとんど同じデータをもつ変数は一方だけを入れることとし、主成分分析に投入。
 - 「景観地区」を入れて「地区の基準」を落とす。
- 6 3成分、バリマックス回転を指定。共通性の低い変数を低いものから順に落としていく（ただし、景観地区は残した）。

主成分分析結果

結果は表1のとおり。開発抑制成分が第2成分となり、新たに「説明会」が含まれること、違反取締成分が第3成分となること、景観阻害物の指導（阻害指導）が違反取締成分ではなく景観誘導成分により多く寄与するなどの違いがあるが、概ね本書と同様の結果が得られている。

表1 回転後の成分行列

政策手段	変数名	景観誘導	開発抑制	違反取締
大規模建築物の届出制度	大規模規制	0.76	-0.08	-0.16
重要建築物の指定	重要建築	0.69	-0.01	-0.10
表彰制度	表彰制度	0.68	0.09	-0.22
基本計画の策定	基本計画	0.63	0.12	-0.15
景観市民団体の認定	市団認定	0.62	0.14	-0.13
建築行為の届出制度＋行政指導	届出指導	0.61	-0.40	-0.02
住民間協定の首長認定	協定認定	0.57	0.08	-0.07
景観形成地区の指定	景観地区	0.48	-0.19	0.12
助成制度	助成制度	0.46	-0.07	-0.39
景観阻害物の指導	阻害指導	0.42	-0.10	0.38
特定建築物等への手続を加重	加重手続	0.02	0.71	0.11
説明会・公聴会の開催	説明会	-0.03	0.71	0.07
首長と開発事業者の協定	首事協定	-0.21	0.65	0.00
大規模特定建築物等への手続を加重	大特協議	0.10	0.60	-0.02
違反者氏名等の公表	違反公表	0.10	0.57	0.14
監視体制	監視体制	-0.02	-0.04	0.78
禁止	禁止	-0.19	0.05	0.72
建築行為等の許可・同意	許可承認	-0.29	0.19	0.66
立入調査	立入調査	-0.12	0.34	0.65
	固有値	3.82	2.54	2.45
	寄与率	20.11%	13.32%	12.92%

因子抽出法: 主成分分析

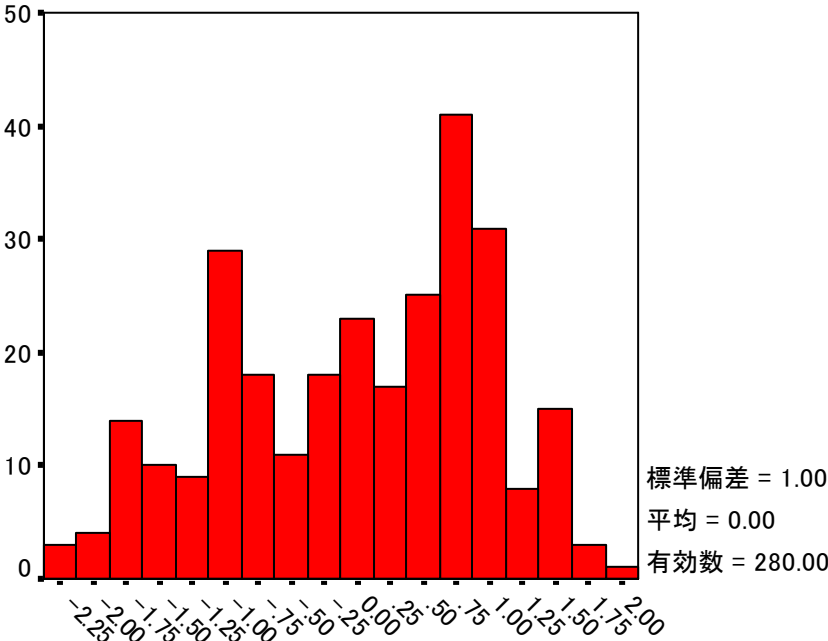
回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法

6 回の反復で回転が収束しました。

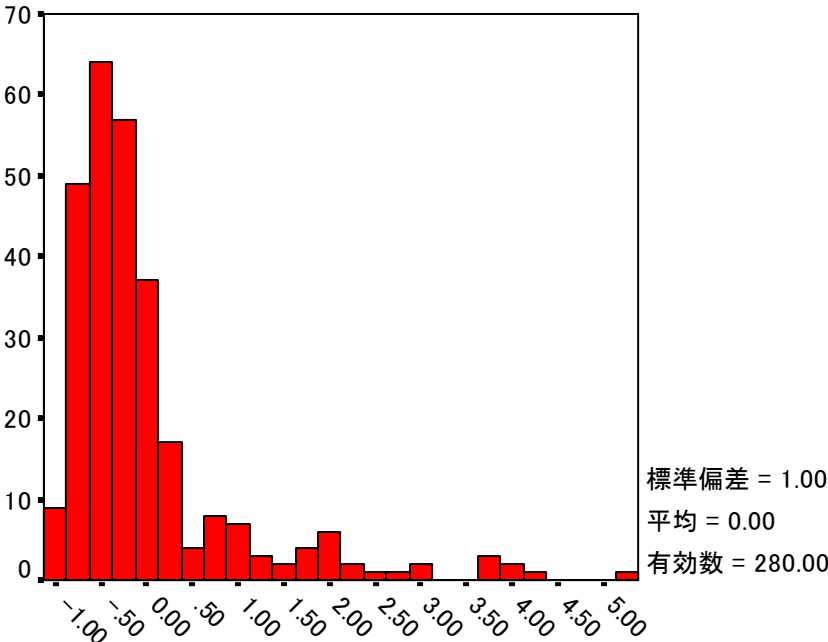
成分得点の算出と相関分析

成分得点を計算してヒストグラムを描くと、下図のとおり本書とほぼ同様の形態を描く。

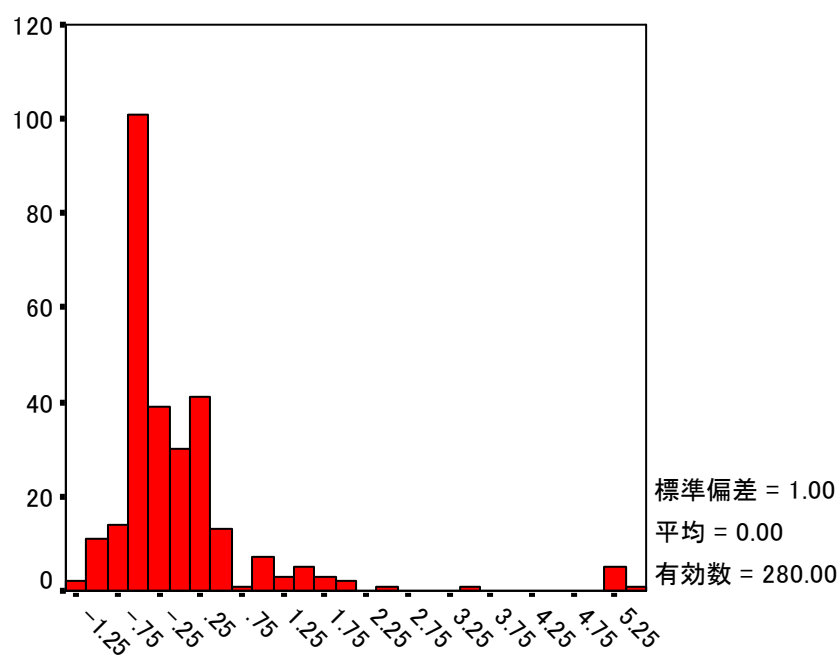
また、人口（対数）と第一次産業就業者人口比との相関は表2のとおりとなり、誘導度との有意な相関が得られる。取締度との相関は本書に比べて更に弱い、一応統計的に有意な結果が得られる。



誘導成分



抑制成分



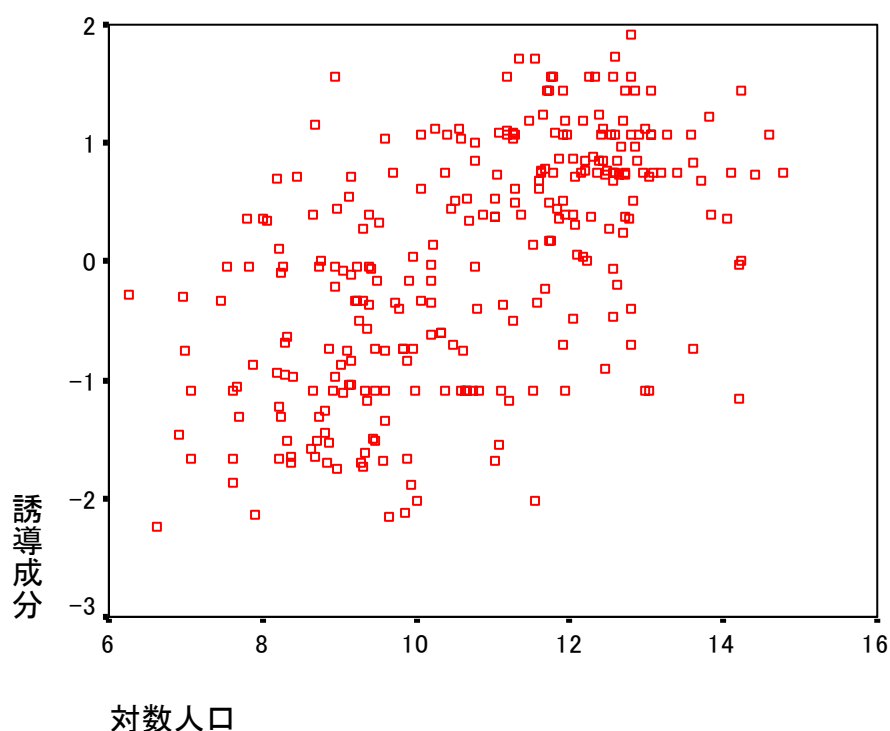
取締成分

表2 相関係数

	対数 人口	第1次産業 従業者
誘導成分	0.57**	-0.45**
有意確率（両側）	0.00	0.00
N	278	278
抑制成分	-0.05	-0.02
有意確率（両側）	0.39	0.71
N	278	278
取締成分	-0.18**	0.19**
有意確率（両側）	0.00	0.00
N	278	278

**相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

散布図



制定年と成分得点

条例制定年と各成分得点の散布図を描くと以下のとおりである。誘導度が高い条例は80年代半ば以降から多く制定され始めている。神戸市モデルが広がった時期と一致していることがわかる。また、本書のクラスター分析でもみられたように、本家の神戸市条例（当初のもの）はゼロ付近に位置しており、誘導型の都市景観条例とはいえない点が興味深い（ただし、誘導型の政策手段の多くを生み出したことは間違いないが）。一方、取締度と抑制度が高い条例は90年以降に制定されている。ただし、本書に示した散布図とは異なり、取締度が高い条例が3件、90年以前に制定されている。これらは沿道景観条例及び自然景観保全条例である。本書の分析よりもサンプル数を増やしてほぼすべての条例を網羅した分析を行うと、若干だが90年以前にも取締型の条例があったことになる。同様に抑制度が1.7の条例が1件だけ90年以前に制定されている。この点は本書の記述と若干の齟齬が生じている点ではあるが、取締型及び抑制型の条例（の大多数）が90年以降の制定であるとは言ってよいと思われる。

